

内閣府令第三十九号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年六月十八日

内閣総理大臣 野田 佳彦

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令

（質屋営業法施行規則の一部改正）

第一条 質屋営業法施行規則（昭和二十五年総理府令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号イ中「外国人にあつては、外国人登録証明書の写しとする」を「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る」に改める。

（警察法施行規則の一部改正）

第二条 警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項中「第四十条第二号ハ」を「第四十条第二号ロ」に改める。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部改正）

第三条 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第七号中「外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類」を「国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）の記載のある住民票の写し」に改める。

第二十二条中「外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類」を「国籍等の記載のある住民票の写し」に改める。

第三十三条第二項中「外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類」を「国籍等の記載のある住民票の写し」に改め、同条第三項中「（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類）を削る。」

第五十条第一号中「外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類」を「住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、国籍等）を記載したものに限る。」に改める。

第五十六条及び第七十条中「戸籍抄本（外国人にあつては、国籍等の記載のある住民票の写し）」に、「住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類）」を「住民票の写し」に改める。

第七十六条第一項第二号中「外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類」を「国籍等の記載のある住民票の写し」に改める。

第九十九条第二号口中「、外国人登録証明書」及び「（昭和四十二年法律第八十一号）」を削り、「限る。」の下に「、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平

成三年法律第七十一号) 第七条第一項に規定する特別永住者証明書」を加え、「(昭和二十六年政令第三百十九号)」を削る。

別表第一の備考第九号中「外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類」を「国籍等の記載のある住民票の写し」に改める。

(道路交通法施行規則の一部改正)

第四条 道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)の一部を次のように改正する。

第九条の十六第二号中「、外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)第五条第一項に規定する登録証明書」を削り、「登録証明書等」を「旅券等」に改める。

第十七条第二項第一号中「事項」の下に「(外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等)」を加え、同項第二号中「登録証明書等」を「旅券等」に改める。

第二十条第二項第二号中「本籍」の下に「(外国人にあつては、国籍)」を加え、同項第三号中「登録証明書等」を「旅券等」に改める。

第三十条の十二第三項第二号中「登録証明書等」を「旅券等」に改める。

第三十五条第一号中「（登録証明書等を含む。）」を削る。

（指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部改正）

第五条 指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和三十七年総理府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第五号中「外国人にあつては、外国人登録証明書の写し」を「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。」に改める。

（警備業法施行規則の一部改正）

第六条 警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号イ中「事項」の下に「（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）」を加え、「（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）」を削る。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部改正）

第七条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣

府令（昭和六十年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号イを次のように改める。

イ 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）が記載されているものに限る。以下同じ。）

第二十一条第一号イ中「生年月日」を「住民基本台帳法第七条第二号及び第五号に掲げる事項」に改め、同号中口を削り、ハを口とし、ニをハとし、ホをニとし、同号へ中「イからホ」を「イからニまで」に改め、同号中へをホとする。

第二十一条第二号中イを削り、口をイとし、同号に次のように加える。

口 出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード

第二十一条第三号中「前号イ又は口に掲げる書類及び出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条第四項の資格外活動許可書又は同令第十九条の三の就労資格証明書」を

「次に掲げる書類のいずれか」に改め、同号に次のように加える。

イ 前号イに掲げる書類（出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）

第十九条第四項の証印がされているものに限る。）

ロ 前号イに掲げる書類（出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条第四項の証印がされていないものに限る。）及び同項に規定する資格外活動許可書又は同令第十九条の四第一項に規定する就労

資格証明書

ハ 前号ロに掲げる書類

第二十一条第四号中「第二号イに掲げる書類（特別永住者として永住することができる資格が記載されているものに限る。）」を「同法第七条第一項に規定する特別永住者証明書」に改める。

（探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第八条 探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号イ中「事項」の下に「（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍

等)「を加え、」(外国人にあつては、外国人登録原票の写し)「を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十四年七月九日)から施行する。

(経過措置)

第二条 第七条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令第二十一条の規定の適用については、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者が所持する改正法第四条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)に規定する外国人登録証明書(以下「登録証明書」という。)は出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カードとみなし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号。以下

